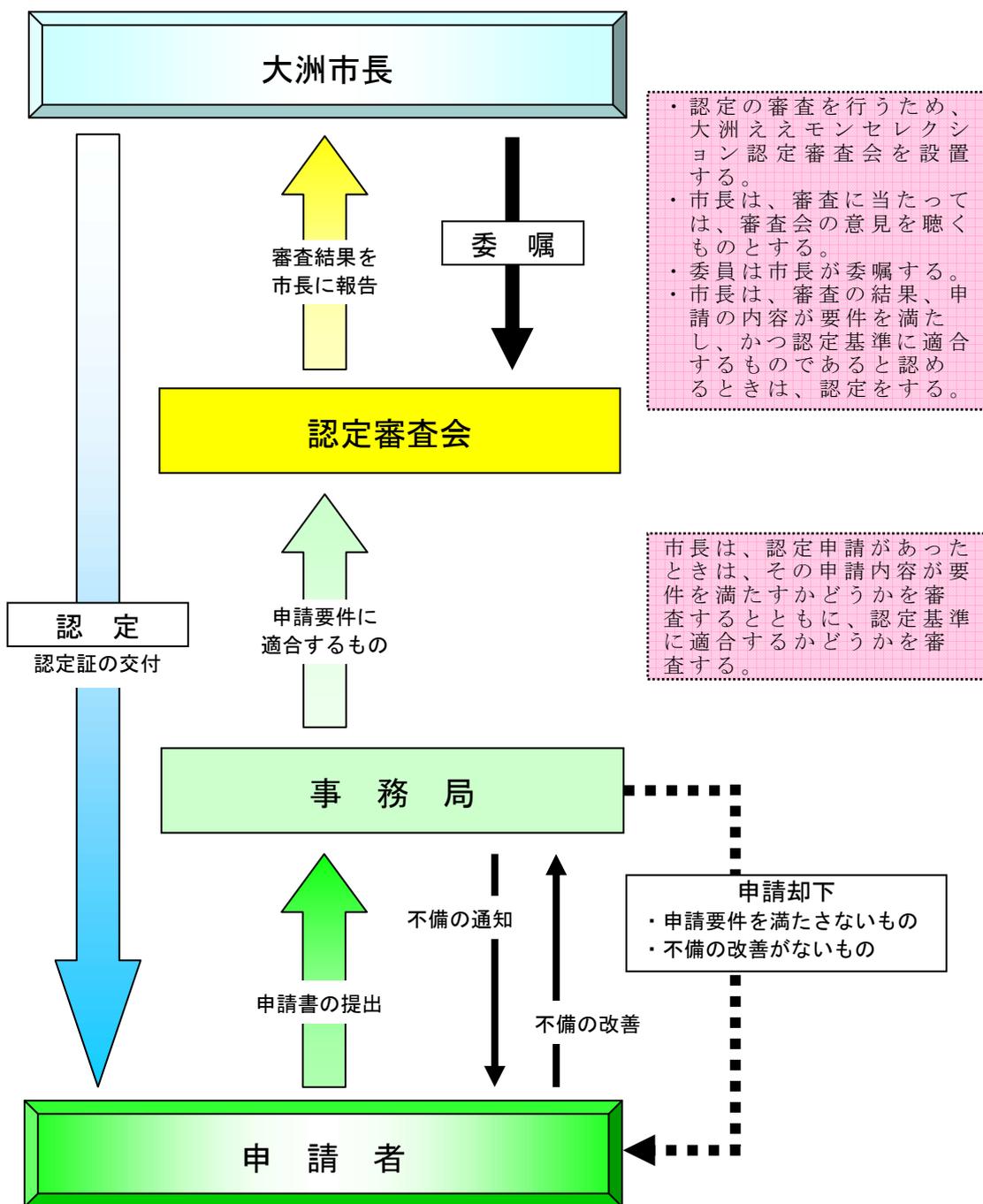


大洲ええモンセレクション認定フロー図



・認定の審査を行うため、大洲ええモンセレクション認定審査会を設置する。
 ・市長は、審査に当たって、審査会の意見を聴くものとする。
 ・委員は市長が委嘱する。
 ・市長は、審査の結果、申請の内容が要件を満たしているか、認定基準に適合しているかどうかを認定する。

市長は、認定申請があったときは、その申請内容が要件を満たすかどうかを審査する。

<認定の対象>
 市内の事業所で製造または加工される商品及び収穫される農林水産物。飲食店等において提供される料理を除く。

<申請要件>

- ・製造業、農業、林業、漁業を営む者又は法人、その他の団体で、原則として本市の区域内に住所を有するものであること。(団体については、定款、寄付行為その他これらに準ずるものを有しているものに限る。)
- ・市が賦課徴収する税に未納がないこと。
- ・申請時において、関係法令を遵守し、許認可を取得したうえで販売可能な状態にあること。
- ・他人の知的財産権を侵害していないこと。